

固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

中小企業者を取り巻く環境は、世界景気の減速等を背景とした生産の減少や、個人消費の低迷などにより、今なお厳しい状況にあります。

このような中、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の軽減措置は、厳しい経営環境にある中小企業者にとって、事業の継続や経営内容の健全化への大きな支えとなっています。

仮に東京都が、これらの軽減措置を廃止した場合、中小企業者に与える経済的・心理的負担は極めて大きく、地域社会に与える影響が強く危惧されます。

よって、台東区議会は、東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、下記の事項を実現されるよう強く要望いたします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を、平成25年度以降も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を、平成25年度以降も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置を、平成25年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年12月18日

台東区議会議長 青柳雅之

東京都知事 あて